

公 告

次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成24年 4月20日

奈良県知事 荒井 正吾

1. 業務概要

- (1) 業務名
県立奈良病院建替整備事業 医療を中心としたまちづくり基本構想策定業務委託
- (2) 業務場所
奈良市平松一丁目周辺（現県立奈良病院周辺：以下「平松地区」という。）
- (3) 業務目的
本業務は、県立奈良病院の移転整備に伴い、現県立奈良病院がある平松地区の病院移転後のまちづくりについて、まちづくり協議会、分科会での地域住民等の意見を踏まえ、地域住民のまちづくりに対する意識の向上を図りながら、まちづくり基本構想を策定することを目的とします。
- (4) 業務内容
まちづくり基本構想の策定に係る業務内容は、下記のとおりです。
 - ① 既往の検討結果の整理
 - ② 導入施設検討（導入機能及び導入施設の設定、概略規模等の検討）
 - ③ まちづくり基本構想（案）の検討（土地利用計画の検討、事業手法・事業スキームの検討、整備スケジュールの検討）
 - ④ 地域住民等への対応（まちづくり参画システムの検討、まちづくり協議会及びまちづくり分科会の運営支援）
 - ⑤ まちづくり基本構想（案）の作成及びとりまとめ
 - ⑥ 報告書とりまとめ※詳細は、業務説明書によります。
- (5) 業務量の目安
13,500,000円（消費税込み）を上限とします。
- (6) 履行期限
業務着手の日から平成25年3月末日まで

2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (5) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント業務の資格を有し、「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (7) 奈良県に本店又は支店営業所を有していること。
- (8) 近畿圏(奈良県、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、福井県)内に、上記(6)の登録部門で1名以上の技術士を有すること。
- (9) 過去10年間(平成14年4月1日～平成24年3月31日)に、国又は地方公共団体、特殊法人等(※注1)、公共法人(※注2)が発注機関である下記業務の完了実績を有すること。

■PFI方式又は公有地活用型PPP方式による民間活力導入可能性調査業務

※注1:「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む。(当該事実が奈良県で確認できるものに限る。)

※注2:「公共法人」とは、法人税法第2条第5項に規定する別表第1に掲げる法人とする。

- (10) 管理技術者、照査技術者は、技術士[総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)]又は技術士[建設部門(都市及び地方計画)]又はRCCM[都市計画及び地方計画]の資格を有していること。
また、管理技術者は、上記(9)に記載の業務において、管理技術者又は担当技術者として履行した実績を有すること。

3. 手続き等

- (1) 担当部局
〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁舎主棟6階)
奈良県医療政策部新奈良病院建設室(まちづくり推進係)
(TEL)0742-27-8809(直通)
(FAX)0742-22-7471
(E-mail)narahp-kensetsu@office.pref.nara.lg.jp
- (2) 業務説明書等の交付期間・場所
 - ①交付期間
平成24年4月20日(金)～平成24年4月27日(金)まで
(ただし、配布は午前9時から正午、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除きます。)
 - ②交付場所
(1)の担当部局又は奈良県ホームページ入札情報一覧

(3) 参加表明書の作成に関する質問の受付及び回答

①提出方法

質問がある場合は、下記の②提出先へ事前連絡の上、質問内容をメールにて提出してください。

また、メール送信後は、受信の確認を下記の②提出先まで電話連絡してください。

②提出先

奈良県医療政策部新奈良病院建設室（まちづくり推進係）

（TEL）0742-27-8809（直通）

（E-mail）narahp-kensetsu@office.pref.nara.lg.jp

③受付期間

平成24年4月24日（火）

（ただし、受付は午前9時から正午、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。）

④回 答

平成24年4月25日（水）までに、（1）の担当部局及び奈良県ホームページ入札情報一覧に回答を公表します。

(4) 参加表明書の提出

①提出期間

平成24年4月20日（金）～平成24年4月27日（金）まで

（ただし、受付は午前9時から正午、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。）

②提出先

（1）の担当部局に同じ。

③提出物

- ・様式1（参加表明書）
- ・様式2（参加表明者の業務実績）
- ・様式3（参加表明者の業務執行技術力）（委託業務等成績評定点）
- ・様式4（予定管理技術者の経歴等）
- ・様式5（予定担当技術者の経歴等）
- ・様式6（予定照査技術者の経歴等）

④提出方法

持参に限ります。

⑤提出部数

2部（正・副）

(5) 技術提案書提出者の選定及び通知

①選定について

参加表明書の提出者について、後述の「技術提案書の提出者を選定するための評価基準」に基づき審査し、技術提案書の提出者を上位5者程度選定します。

②通知について

参加表明書の提出者には、技術提案書の提出依頼又は非選定の通知をします。

このうち、非選定者については、その理由を書面により通知します。

技術提案書の提出依頼又は非選定の通知については、平成24年5月中旬を予定しています。

③非選定の理由について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（た

だし、県の休日を除く。)以内にその理由の説明を求めることができます。

(6) 技術提案書の提出

①提出期限

平成24年5月下旬(予定)

②提出先

(1)の担当部局に同じ。

③提出物

- ・様式7(技術提案書)
- ・様式8(業務の実施方針等)
- ・様式9(評価テーマに対する技術提案)

④提出方法

持参に限ります。

⑤提出部数

2部(正・副)

(ヒアリング時にパソコン(ただし、PowerPoint2003に限ります。)を使用する場合は、電子データ(様式7、8、9)をCD-Rに保存し、1部提出してください。)

(7) ヒアリング

提出された技術提案書について、下記によりヒアリングを実施します。

①日 時

平成24年6月上旬(予定)

②場 所

奈良県庁舎内会議室(予定)

③出席者

出席者は、予定管理技術者(必ず出席)と予定担当技術者(必ず出席)とし、当日の出席者は最大4名までとします。

④ヒアリング時間

プレゼンテーション10分、質疑応答15分の計25分程度を予定していますが、詳細については、技術提案書提出後に通知します。

(8) 技術提案書の特定

提出された技術提案書とヒアリング結果について、後述の「技術提案書を特定するための評価基準」をもとに審査し、平成24年6月中旬に特定又は非特定を通知する予定です。

4. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

別表1のとおりです。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

別表2のとおりです。

6. 参加表明書作成上の留意事項

参加表明書の様式は、別添(様式1~6、A4判縦型片面)のとおりです。文字サイズは10.5ポイント以上とします。

(1) 参加表明者の過去10年間の業務実績

- ①参加表明書の提出者が、過去に履行した業務の実績について記載してください。記載する業務実績は、過去10年間（平成14年4月1日～平成24年3月31日）に完了した下記業務とし、国又は地方公共団体、特殊法人等、公共法人が発注機関である業務とします。

■PFI方式又は公有地活用型PPP方式による民間活力導入可能性調査業務

※記載する業務実績は、1件までとします。

- ②記載様式は、**様式2**とします。TECRIS登録書の写しや業務内容が判断できる契約書の写し等、業務実績が的確に判断できる資料を添付してください。

(2) 参加表明者の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）

- ①奈良県医療政策部又は土木部が発注した土木関係建設コンサルタント業務のうち、予定価格が100万円（税込み）以上の業務であって、平成21年度から平成22年度までに完了した業務の成績評定点をすべて記載してください。

- ②記載様式は、**様式3**とします。

(3) 配置予定技術者の経歴等

- ①記載様式は、**様式4、5、6**とします。（様式5については、最大3名まで提出することができます。その場合、評価にあたっては、提出された予定担当技術者ごとに評価し、評価点の平均値を採用します。）
また、予定技術者1名につき1枚以内で記載してください。

- ②技術者資格

管理技術者及び照査技術者が、技術士〔総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画）〕又は技術士〔建設部門（都市及び地方計画）〕又はRCCM〔都市計画及び地方計画〕の資格を有していない場合は特定しません。

- ③業務実績

記載する業務実績は、過去10年間（平成14年4月1日～平成24年3月31日）に、管理技術者又は担当技術者として従事し、完了した下記の関連業務A～Cとし、国又は地方公共団体、特殊法人等、公共法人が発注機関である業務とします。（照査技術者として従事し、完了した業務実績は評価しません。）

■関連業務A

PFI方式又は公有地活用型PPP方式による民間活力導入可能性調査業務

■関連業務B

ワークショップを開催し、まちづくり構想・計画を策定した業務

■関連業務C

医療と介護のまちづくりに関する調査・計画業務

なお、各関連業務の実績には、TECRIS登録書の写しや業務内容が判断できる契約書の写し等、業務実績が的確に判断できる資料を添付してください。

- ④表彰経歴

平成18年度から平成23年度までに完了した業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の経歴について記載してください。（ただし、照査技術者としての実績は認めません。）

また、当該表彰を受けたことを証明する資料（表彰状の写し、表彰対象となった業務のTECRIS登録書の写し）を添付してください。

⑤手持ち業務量

平成24年4月20日（公告日）現在、発注機関が国又は地方公共団体、特殊法人等、公共法人である業務のうち、500万円以上（税込み）の業務（ただし、照査技術者としての業務は含まない。）をすべて記載してください。配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記してください。
また、手持ち業務を確認できる的確な資料を添付してください。

（4）その他

- ①参加表明書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の参加表明書を無効とするとともに、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を行うことがあります。
- ②技術提案書の特定者は、参加表明書に記載された予定技術者を当該業務に配置していただくことになります。
- ③参加表明書提出期限後における記載内容の追加、変更は、原則として認められません。
ただし、参加表明書に記載した予定技術者が病休、死亡、退職等のため、やむを得ず変更を行う場合は、変更が必要となった理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、同等以上の技術者であるという発注者の了解を得なければなりません。
- ④管理技術者等の資格及び業務実績について、参加表明書の提出様式及び添付書類の不備により確認できない場合は、失格とし、参加を認めません。

7. 技術提案書作成上の留意事項

（1）技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは調査、検討及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面等）の作成や提出を求めるものではありません。

なお、以下に示す留意事項を逸脱する内容を含む技術提案書については、提案を減点又は無効とし特定しない場合があります。

また、プロポーザルを理由とした県職員等に対するヒアリングは禁止します。

（2）技術提案書作成上の留意点

技術提案書の様式は、別添（**様式7～9**、A4判縦型片面）のとおりで、カラー可とします。

文字サイズは、原則10.5ポイント以上とします。

各様式の右肩の（商号又は名称）以外に、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。

（3）技術提案書の内容に関する留意事項

①実施方針等

本業務の実施方針、実施フロー及び工程計画について記載してください。
工程計画の作成にあたっては、開始時期を平成24年6月中旬、完了時期を平成25年3月下旬としてください。
記載様式は、**様式8**とし、A4判縦型2枚以内（片面）に記載してください。

②評価テーマに対する技術提案

下記の評価テーマに対する取り組み方法を、具体的に記載してください。
記載様式は、**様式9**とし、1テーマにつきA4判縦型2枚以内（片面）に記載してください。
記載にあたっては、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることは支障ありませんが、当該業務の成果にあたる内容を記載することは認めら

れません。
また、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載しないでください。
なお、認められない記載内容が含まれている提案書が提出された場合は、当該項目の提案を評価しません。

【評価テーマ①】

『支援や介護を必要とする高齢者を増やさないための健康な心身を育む取り組みについて』

ただし、以下の観点を踏まえること。

- ①周辺地域を含めた施策展開
- ②事業は民間活力を導入する
- ③県の財政縮減効果を図る

【評価テーマ②】

『まちづくり構想を行政、地元住民等と協働で策定するための進め方について』

ただし、以下の観点を踏まえること。

- ①基礎自治体との連携や役割分担

③参考見積書

本業務に係る参考見積書を提出してください。様式は自由ですが、サイズはA4判としてください。

8. 備考

- (1) 技術提案書の特定により特定した最優秀提案者と契約を締結します。ただし、契約期間までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しません。
- (2) 業務説明書及び特定された技術提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約するものとします。
なお、併せて契約書の作成を要するものとします。
- (3) 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとします。
- (4) 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか、奈良県土木部が定める「土木設計業務等共通仕様書」によるものとします。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要した費用は、提出者の負担とします。
- (6) 参加表明書及び技術提案書について、この書面及び別添の各様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
- (7) 参加表明書、技術提案書、見積書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (8) 提案書が特定されなかった場合は、技術提案書を返却します。（参加表明書は返

却しません。)

- (9) 提出された参加表明書及び技術提案書は、特定作業に必要な範囲において、複製を作成することがありますが、特定後には廃棄します。
- (10) 提出された参加表明書及び技術提案書やその複製は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しません。
また、特定された技術提案書を公開する場合は、事前に提出者の同意を得るものとします。
- (11) 随意契約の相手方として特定されるまでは、いつでも辞退することができます。
また辞退したことを理由として以降、不利益な取り扱いを受けることはありません。
- (12) 特定通知日以降に辞退した場合は、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を行います。
- (13) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。
- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が受注者に対して下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (14) TECRIS登録は、参加表明書及び技術提案書に記載された配置予定技術者に限ります。
- (15) 参加表明書及び技術提案書の受理数が3者に達しない時は、発注方法等を見直す場合があります。